

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成24年12月21日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「公務員法上の懲戒処分を行うに際して、平成23年4月1日以降に取得・作成した被処分者に関する一切の情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成25年12月25日、実施機関は、本件開示請求の一部について、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

ア

- （ア）警察職員による県迷惑防止条例違反事案の処分について（伺）
- （イ）懲戒審査要求書
- （ウ）回答書
- （エ）勧告書
- （オ）警察職員による迷惑防止条例違反事案の懲戒審査委員会資料の作成について（伺）
- （カ）懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）

イ

- （ア）警察職員による女性職員に対するセクハラ事案及び初任科生に対する傷害等事案の処分について（奈良県警察）
- （イ）懲戒審査要求書
- （ウ）懲戒審査通知書・回答書
- （エ）勧告書
- （オ）警察職員による暴行・傷害及びセクハラ事案の懲戒審査委員会資料及び公安委員会資料の作成について（伺）
- （カ）暴行・傷害及びセクハラ事案の処分実施について（伺）

ウ

- （ア）警察職員による重傷ひき逃げ事案の処分予定について（奈良県警察）

- (イ) 懲戒審査要求書
- (ウ) 懲戒審査通知書・回答書
- (エ) 勧告書
- (オ) 警察職員による重傷ひき逃げ事案の懲戒審査委員会資料及び公安委員会資料の作成について（伺）
- (カ) 警察職員による重傷ひき逃げ事案の処分実施について（伺）

エ

- (ア) 被留置者の所持品紛失及び危険品等持ち込み等事案の処分について（奈良県警察）
- (イ) 懲戒審査要求書
- (ウ) 懲戒審査通知書・回答書
- (エ) 勧告書
- (オ) 警察職員による留置業務不適正事案の懲戒審査委員会資料、公安委員会資料の作成について（伺）
- (カ) 懲戒処分書、処分説明書等の交付について（伺）

オ

- (ア) 警察職員による失踪事案の処分予定について（奈良県警察）
- (イ) 懲戒審査要求書
- (ウ) 懲戒審査通知書・回答書
- (エ) 勧告書
- (オ) 警察職員による失踪事案の懲戒審査委員会資料及び公安委員会資料の作成について（伺）
- (カ) 懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）

(2) 開示しない部分

- ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
- イ 当該職員及び関係職員の人定事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人定事項、事案の端緒及び内容の一部、処分理由の一部
- ウ 留置業務不適正事案の端緒及び内容の一部、処分理由の一部
- エ 処分量定の一部
- オ 当該職員及び関係者の事情聴取内容
- カ 身上調査書の一部

(3) 開示しない理由

- ア (2) のア
条例第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
- イ (2) のイ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利

利益を害するおそれがあるため。

ウ (2) のウ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第6号該当

留置管理業務に関する情報であって、開示することにより、看守の職務妨害行為や留置場での危険行為を助長するなど、当該業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ (2) のエ

条例第7条第5号に該当

審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの圧力や干渉を受けるなど、将来の同種の審議、検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるため。

条例第7条第6号該当

監察業務に関する情報であって、開示することにより、懲戒処分の対象者や関係者等に予断を与えることとなり、以後の調査への協力が得られなくなるなど、当該事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

オ (2) のオ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

被処分者の具体的な行動や申述内容等、個人の機微にわたる情報や意見等が記載されており、開示することにより、公表されることを懸念して詳細かつ率直な申述をちゅうちょするなど、正確な事実関係の把握等が困難になり、今後の監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

カ (2) のカ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

被処分者に対する人事評価や身上調査の内容、処分に係る監察担当者の意見等が記載されており、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年1月29日、本件決定を不服として、行政不服審査法

(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し、奈良県情報公開条例第7条第2号、第5号及び第6号に該当するとして非開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分を開示するとの裁決を求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

平成26年2月7日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

奈良県情報公開条例第7条第2号、第5号及び第6号に該当するとして非開示とした部分のうち、当該各号に該当しない部分を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

開示される情報の中には、頁の全体を非開示としているものが相当数見受けられると推測されることから、非開示とした部分には、特定の個人を識別できないもの、個人の権利利益を害するおそれがないものや事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものなど本来開示すべき情報が含まれている可能性がある。また、高田警察署の警察官は、道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に規定されるチャイルドシートの着用義務の免除について日常生活上の世話をしている場合は適用が無いとの判断を示し、また、おむつを交換する行為が日常生活上の世話に該当するか否かについては運用解釈基準が存在しないため自身の判断が奈良県警察全体としての考え方であると発言(録音済)するなど罪刑法定主義に反する不誠実な言動が認められ、懲戒処分を受けている蓋然性が極めて高い。よって、奈良県情報公開条例第9条に規定する公益上の理由による裁量的開示も検討すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 不開示とした理由

(1) 対象文書について

本件行政文書の開示については開示請求に係る行政文書が大量、かつ、その開示・不開示の判断に慎重な審査を必要としたことから、開示期限を延長した上で4回に分けて開示決定を行った。審査請求人は2回目、3回目の開示決定についてもこれを不服として審査請求を行っているが、懲戒処分に関する手続は事案の内容によって変わるものではないことから、本件対象文書の種類及び不開示情報の該当性については基本的に2回目、3回目に開示した文書と同様の判断となる。

(2) 審査請求理由前段について

審査請求人は、本件審査請求の理由で「開示される情報の中には、頁の全体を非開示としているものが相当数見受けられると推測される」と主張しているが、その文言で明らかなように、本件処分に係る行政文書について、審査請求人は開示請求を行ったのみで行政文書の閲覧等をしていないことから、審査請求人自身が本件処分に係る行政文書の中にページ全体を非開示とした文書が存在するのか否か把握していない状態である。

このような推測に基づく審査請求理由の妥当性は別にして、審査請求人は、実施機関が行った平成25年7月8日付けの2回目決定に対して、同年7月31日に「開示された情報の中には、頁の全体を非開示としているものが相当数見受けられることなどから、非開示とした部分には、特定の個人を識別できないもの、個人の権利利益を害するおそれがないものや事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものなど本来開示すべき情報が含まれている可能性がある。」との理由で審査請求を提起しており、これに対し審査庁は平成25年9月6日付け奈公委第526号の理由説明書で不開示とした理由を説明している。

(1) で説明したとおり、本件処分においても不開示情報の該当性については基本的に2回目、3回目に開示した文書と同様の判断をしており、ページ全体を不開示とした文書があったとしても、不開示とした理由については前記理由説明書で説明しているとおりにあることから、本件理由説明書においてはその記述を省略する。

(3) 審査請求理由後段について

審査請求人は、高田警察署の警察官について「罪刑法定主義に反する不誠実な言動が認められ、懲戒処分を受けている蓋然性が極めて高い。よって、奈良県情報公開条例第9条に規定する公益上の理由による裁量的開示も検討すべきである。」と主張する。

奈良県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月30日制定）によれば、条例第9条の趣旨は開示請求に係る行政文書に不開示情報が記載されていても、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる場合について規定するものであり、その解釈については

ア 「公益上特に必要があると認められるとき」とは、第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

条例第7条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第7条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるものである。

イ 「当該行政文書を開示することができる。」とは、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認めるものである。

とされており、この趣旨及び解釈からすると、条例第9条の規定により当該行政文書を開示する必要があるか否かの判断については、実施機関の裁量権を尊重することとしたものと解される。

この点につき、行政文書不開示決定取消請求事件に係る大阪地方裁判所判決（平成16年1月16日、平成14年（行ウ）第156号）では、「裁量的開示を行うべき公益上の必要性がないとして文書を不開示とした行政機関の長の判断が違法であるというためには、当該文書の開示を請求する者、すなわち原告において、これが裁量権を逸脱ないし濫用するものであることを主張立証しなければならないというべきである。」とされている。つまり、実施機関が行った開示等の判断を不服として裁量的開示を求める場合には、審査請求人において、裁量権を逸脱ないし濫用するものであることを主張立証しなければならないと解される。

しかし、審査請求人の理由には実施機関がその裁量権の範囲を逸脱あるいは濫用したことをうかがわせるような事情は何ら記載されていない上、裁量的開示という実施機関が高度の行政的な判断を行うに足る説明もなされていない。

次に奈良県警察における警察官の懲戒処分については、警察庁が示した「懲戒処分の発表の指針」（平成16年4月15日付け警察庁丙人発第152号）を踏まえて発表されているが、審査請求人が電子申請により開示請求を行っている事実と発達したネットワーク社会の現状から鑑みれば、審査請求人において自己が主張するような懲戒処分が行われているかどうか、容易に検索することが可能であると思料される。

また、本件処分を通知した行政文書一部開示決定通知書（平成25年12月25日付け、監第617号）には、別紙1で事案の概要がわかる対象文書名を記載しており、本件処分の行政文書中に審査請求人が主張する文書が存在するかどうかは自明である。

以上のとおり、審査請求人の開示請求に公益上の必要性があるとは認められないことから、審査請求理由の後段部分の主張についても妥当ではない。

2 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を

規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、同施行規則及び奈良県警察職員懲戒等取扱規程に基づき懲戒処分に関する手続きを行っている。

本件行政文書は実施機関が平成24年10月から同年12月までの間に行った懲戒処分について、その手続きに当たり作成又は取得した文書である。これらの文書には、懲戒処分を受けた職員（以下「被処分者」という。）の情報として所属、氏名、家族、生年月日、事情聴取に対する発言内容等が、懲戒処分の原因となった非違行為に関する情報として事案の概要、被害の状況、被害者の氏名等が記載されている他、懲戒処分に係る量定に関する情報が記載されている。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影、被処分者及び関係職員の人定事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人定事項、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について条例第7条第2号に、当該職員の申立て内容、事情聴取内容、身上調査書の一部について条例第7条第2号及び同条第6号に、処分量定の一部について条例第7条第5号及び第6号に該当すると主張している。

(2) 条例第7条第2号、同条第5号、同条第6号及び第9条について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にす

ることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(後段)を不開示情報とする旨規定している。

条例第9条は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報(条例第7条第1号の情報を除く。)が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

イ 被処分者及び関係職員の人定事項(印影等を含む)及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人定事項、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について

諮問実施機関は、被処分者及び関係職員の所属、氏名、生年月日、年齢、経歴、家族関係、印影及び指紋(以下「本件職員等情報」という。)、及び身上調査書の一部並びに被害者及び事案関係者の氏名、生年月日、年齢、住所、勤務先(以下「本件被害者等情報」という。))及び被害の状況について、条例第7条第2号に該当する旨、主張しているため、以下検討する。

(ア) 本件職員等情報及び本件被害者等情報について

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

一般に、懲戒処分に至った事案については、報道機関にその概要が公表されるものと考えられる。

この点について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、懲戒処分の公表については、警察庁が示した「懲戒処分の発表の指針」において、事案の性質に応じ、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、懲戒処分を科した後速やかに行うものとされているが、この場合であっても処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要な配慮を行うこととされており、本件職員等情報及び本件被害者等情報について、公表した事実はないとのことであった。

実施機関の懲戒処分事案においては、その性質上、被処分者、関係職員、被害者及び事案関係者のプライバシーを侵害することのないよう、特に配慮が必要であると考えられることから、本件職員等情報及び本件被害者等情報について公表した事実はないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件職員等情報及び本件被害者等情報は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件職員等情報及び本件被害者等情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(イ) 身上調査書の一部について

本件決定において不開示とされている身上調査書の一部は、被処分者の氏名、採用年月日、号給、給与額、既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由、勤務状態及び成績の良否、平素の行状、その他処分を加重又は軽減すべき事情、処分に対する意見及び被処分者の所属が分かる記述である。

諮問実施機関は、身上調査書の一部について、条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張しているもので、以下検討する。

身上調査書は、規律違反を認知した際、所属長が本部長宛に提出する文書であり、懲戒処分を行うことの適否や量定を検討する上での基本的な情報であって、全体として、特定の職員の人事管理上の情報である。

したがって、身上調査書の一部は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

同号ただし書アについて、身上調査書は、実施機関が職員の人事管理上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないと考えるのが相当であることから、身上調査書の一部は、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、身上調査書の一部は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

(ウ) 事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について

条例第7条第2号本文には、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む旨規定されているが、ここでいう「他の情報」については、開示請求の請求主体に何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件事案は、被害者が発生した事件又は事故（以下「本件事件等」という。）に係る情報であるため、「他の情報」には、本件事件等の目撃者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、本件決定において不開示とした、処分理由の一部及び被害の状況については、本件事件等に係る被害者に関する情報であるため、本件事件等を目撃した者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、被害者の情報を新たに了知することも考えられる。

したがって、処分理由の一部及び被害者の状況については、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当すると認められ、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

ウ 事情聴取内容及び申し立て内容について

諮問実施機関は、事情聴取内容及び申し立て内容について、条例第7条第2号及び第6号に該当する旨主張している。

実施機関は、懲戒処分の検討に当たり、原因事案の内容等を把握するため、実施機関が処分対象者や被害者等（以下「処分対象者等」という。）に対し事情聴取を行い、その結果を記載した聴取記録を作成する。また、処分対象者等は、自らが実施機関に対して事案の概要等を申し出るために、当該事案を起こした動機、具体的な発生状況及び被害の状況等を記載した始末書を提出することができる。

本件決定において不開示とした事情聴取内容は、聴取記録に記載された情報であり、申し立て内容は始末書に記載された内容である。

これらはいずれも、実施機関が懲戒処分を検討するにあたり、作成又は取得した文書であって、記載された情報は全て、実施機関の事務に関するものであるため、条例第7条第6号前段に該当する。

諮問実施機関は、本件不開示部分の妥当性について、本件開示請求に対応する他の開示決定と同様の判断である旨説明している。そして、本件と同時に審議した他の諮問事案に係る理由説明書において、懲戒処分に係る事実調査は、犯罪捜査としてではなく、任意で行われたものであり、当該聴取内容を公にした場合、聴取した内容が公開されることを前提に事情聴取が行われることになり、その結果、懲戒処分を行うに当たり必要とされる詳細な情報が十分に得られなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

一般に、非違行為を行った者に対する事情聴取を行う際、非違行為を行った者が

述べた事実等について、公開されることが前提となれば、事情聴取の対象者が、自身の申述内容が公になることを懸念して正直に申述することをちゅうちょするおそれがあると考えるのが相当である。そうすると、事情聴取内容及び申し立て内容を公にすることにより、懲戒処分判断に必要な情報が得られなくなるなど、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

これらのことから、事情聴取内容及び申し立て内容は、公にすることにより、今後行われる同種の事情聴取に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、事情聴取内容及び申し立て内容は、条例第7条第6号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

エ 留置業務不適正事案の端緒、内容の一部及び処分理由の一部について

諮問実施機関は、留置業務不適正事案の端緒、内容の一部及び処分理由の一部（以下「本件事案の端緒等」という。）について、条例第7条第2号及び第6号に該当する旨主張している。

本件事案の端緒等について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、留置所内に持ち込まれた物品に関する情報や当該事案の態様や結果に関する情報の記述が不開示とされていることが認められた。

(ア) 条例第7条第6号前段について

本件事案の端緒等は、実施機関が行う留置業務に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に該当する。

(イ) 条例第7条第6号後段について

本件事案の端緒等を開示することによって生じるおそれのある事務の支障について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、これらの情報が開示されることにより、被留置者において危険品の隠匿、自傷他害行為又は監視体制の間隙を突いた逃走行為を誘発するおそれがあるなど、留置施設の円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

実施機関が留置している者の中には、様々な手段を用いて自らの訴追を免れようとする者や留置施設からの逃走を企図している者が一定程度存在することは否定できないところであり、このことを考慮すると、これらの情報を公にすることにより、被留置者やその他関係者に有意な情報を提供することになり、そのことによって、留置施設の規律及び秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

これらのことから、留置業務不適正事案の端緒、内容の一部及び処分理由の一部は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(ウ) まとめ

以上のことから、留置業務不適正事案の端緒、内容の一部及び処分理由の一部については、条例第7条第6号の不開示情報に該当するため、条例第7条第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

オ 処分量定案の一部について

諮問実施機関は、処分量定案の一部について、条例第7条第5号及び第6号に該当する旨主張している。

実施機関における、懲戒処分の検討過程について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、懲戒処分については、警察職員懲戒審査委員会に処分案を図り、処分量定を決定しているが、警察職員懲戒審査委員会に付議する処分案を作成するために、警察庁に処分事案の概要等を送付し、処分量定等について意見を聴取しているとのことであった。

したがって、本件決定において不開示とした処分量定案（以下「本件処分量定案」という。）は、警察庁に対する協議案に記載された情報であって、実施機関の事務に関する情報であると認められるため、条例第7条第6号前段に該当する。

諮問実施機関は、本件処分量定案を開示することにより意思決定の中立性が損なわれるなど、将来における同種の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある旨説明している。

また、当該意思決定の中立性が損なわれる具体的な原因について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件処分量定案を開示することにより、懲戒処分の原因となった事案に係る懲戒処分を予定されている者及び当該事案の被害者並びにこれらの者の関係者（以下「懲戒処分事案の関係者等」という。）が、過去の量定案から自らが希望する量定案を探索し、懲戒処分の量定案の作成を担当する職員に対し、当該量定案に相当する処分を強く求めるおそれがあるとのことであった。

先に述べたとおり、処分量定案については、警察職員懲戒審査委員会に付議する処分案を作成するために、警察庁に意見を聴取するものであって、懲戒処分における量定検討手続の初期段階にある文書であると認められる。

また、懲戒処分の手続きについては、その決定プロセスの公平性を確保するため、できる限り公にすることが必要である一方で、懲戒処分に係る事案の性質を考慮した場合、懲戒処分事案の関係者等が、今後行われる当該事案の懲戒処分の程度について、自らが希望する量定案を要求するため、過去の事案の量定案の中から自らの主張に合う量定案を探索し、処分の軽重について、著しく強い要望に至ることは十分想定されるところである。

そして、懲戒処分の決定プロセスの透明性を確保することの重要性を考慮したとしても、量定決定手続の初期段階の情報である処分量定案を公にすることによって、量定案を作成する職員等に対して、直接著しく強い要望等が行われ、適正な処分量定案の作成に係る事務に及ぼす支障は、看過し難い程度のものであると考えるのが相当である。

これらのことから、本件処分量提案は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、本件処分量定案については、条例第7条第6号の不開示情報に該当するため条例第7条第5号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ク 公益上の理由による裁量的開示について

審査請求人は、審査請求書において、「高田警察署の警察官は、道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に規定されるチャイルドシートの着用義務の

免除について日常生活上の世話をしている場合は適用が無いとの判断を示し、また、おむつを交換する行為が日常生活上の世話に該当するか否かについては運用解釈基準が存在しないため自身の判断が奈良県警察全体としての考え方であると発言（録音済）するなど罪刑法定主義に反する不誠実な言動が認められ、懲戒処分を受けている蓋然性が極めて高い。よって、奈良県情報公開条例第9条に規定する公益上の理由による裁量的開示も検討すべきである。」と主張している。

この点、諮問実施機関は、審査請求の理由には実施機関が裁量権の逸脱又は濫用したことをうかがわせるような事情は何ら記載されていない上、裁量的開示という実施機関が高度の行政的な判断を行うに足る説明がなされていない旨主張している。

そこで、当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報を開示することに、条例第7条第2号、第5号及び第6号により保護する利益を上回る公益上の必要性があるとは認められなかった。

これらのことから、実施機関が条例第9条を適用して本件不開示部分を開示しなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 26 年 2 月 7 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成 26 年 3 月 13 日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
令和 2 年 10 月 29 日 (第 246 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 11 月 20 日 (第 247 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 12 月 28 日 (第 248 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 1 月 29 日 (第 249 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 3 年 2 月 26 日 (第 250 回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 3 年 3 月 22 日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い り め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
こ た に ま り 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授 (行政法)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	会 長
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	